

# 真駒内滝野霊園工事施工ガイドライン

このガイドラインは、公益社団法人ふる里公苑（以下、当法人）が運営する真駒内滝野霊園（以下、当霊園という）での工事施工、また墓石の設計などに関し、必要な事柄を定めるものです。このガイドラインに定めのない事柄に関しては、真駒内滝野霊園管理使用規定、真駒内滝野霊園工事施工規則などを遵守する他、関連法令に基づく処置を常に講じてください。なお、このガイドラインおよび当法人との各種約定に違反した場合は、別に定める罰則規定、関連法令に基づき、しかるべき処分を行います。

## 第 1 条 墓石の建立期限

1. 規格墓所は墓所使用申込みから、管理使用規定にしたがいすみやかに墓石を建立してください。
2. 自由墓所は墓所使用申込みから、管理使用規定にしたがい 3 年以内に墓石を建立してください。

## 第 2 条 規格墓所の建立制限

1. 規格墓所は当霊園が定めた墳墓の形、寸法、石種、植栽以外を設けることはできません。
2. 規格墓所は当霊園が定めた附帯品の形状、寸法、石種以外を設けることはできません。ただし、当霊園から事前に承認を得た場合は、この限りではありません。

## 第 3 条 外柵の制限

1. 使用許可墓所内を超える施工は認めません。
2. 設計図面作成にあたり、事前に現地で墓所の実寸を確認してください。
3. 連結タイプの基礎の場合、外柵などの囲障は隣地(左右)との境界から、それぞれ 1.5 cm 以上あけて設置してください。

## 第 4 条 自由墓所の基礎

当霊園内の自由墓所の地盤と基礎については下記の通りとします。

- ・ 当霊園周辺の地盤はボーリング調査で十分な地耐力がある
- ・ 地耐力のある地盤の上にお墓本体の荷重を分散させ沈まないようにするため基礎を設置する
- ・ 基礎コンクリートの仕様は、 $3\text{t}/\text{m}^2$ の耐力で設計している
- ・ 荷重を支えるものであるため耐久性を増すために標準的な鉄筋比率に準じた配筋をしている

なお、下記の自由墓所における基礎変更は以下の通りとします。

1. ラベンダーガーデン墓所は 15 cm 以内の基礎上げ
2.  $4\text{ m}^2$ 自由墓所は 37 cm 以内の基礎上げ
3.  $4\text{ m}^2$ 自由 II 型墓所（建坪  $3.69\text{ m}^2$ タイプ）は 36 cm 以内の基礎上げ
4.  $6\text{ m}^2$ 自由墓所（30 cm 基礎タイプ）は 45 cm 以内の基礎上げ
5.  $6\text{ m}^2$ 自由墓所（15 cm 基礎タイプ）は基礎上げ不可

6. 6 m<sup>2</sup>自由墓所（建坪 5 m<sup>2</sup>タイプ）は 56 cm 以内の基礎上げ

なお、8 m<sup>2</sup>自由墓所以上で著しい基礎上げ変更を計画している場合、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設計し、事前に当霊園から承認を受けてください。

#### 第 5 条 自由墓石 GL からの石碑迄の高さ制限

1. ラベンダーガーデン墓所は GL から 70cm 以内です。
2. 4 m<sup>2</sup>自由墓所～10 m<sup>2</sup>自由墓所は GL から 300 cm 以内です。
3. 16 m<sup>2</sup>自由墓所以上で GL から 300 cm 以上を計画している場合、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設計し、事前に当霊園から承認を受けてください。

#### 第 6 条 自由墓石屏風の制限

1. 4 m<sup>2</sup>自由墓所は GL から 150 cm の高さ迄、6 m<sup>2</sup>、8 m<sup>2</sup>、10 m<sup>2</sup>自由墓所は GL から 180 cm の高さ迄可能です。
2. 4 m<sup>2</sup>、6 m<sup>2</sup>自由墓所は屏風と後羽目の一体化施工はできません。
3. 8 m<sup>2</sup>自由墓所以上は屏風の高さ制限範囲内であれば屏風と後羽目の一体化施工が可能です。
4. 16 m<sup>2</sup>自由墓所以上は景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設計し、事前に当霊園から承認を受けてください。
5. 全ての自由墓所において後腰石からの一体化はできません。

#### 第 7 条 自由墓所で移設墓石を使用する場合

1. 移設墓石を使用する場合は、移設前の霊園（寺院）が発行した永代使用許可証などの証明書類の複写、建立写真、図面を添付のうえ、『墓所使用に関する特殊事項届出書』に移設である旨明記のうえ事前に霊園に提出し、承認を受けてください。

#### 第 8 条 4 m<sup>2</sup>自由 II 型の建立制限

1. 連塔時は間の各 10cm を付けて施工可能です。ただし、各外側 10cm は施工できません。
2. 各墓所両側の 10cm は通路および空間として使用してください。ただし、花鉢、小物類等については、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設置してください。

#### 第 9 条 6 m<sup>2</sup>自由墓所 15 cm 基礎タイプの建立制限

1. 門柱の高さは 46 cm 迄、幅は 40 cm 迄です。
2. 総敷石張りの場合は階段 18 cm でも可能です。

#### 第 10 条 6 m<sup>2</sup>自由墓所建坪 5 m<sup>2</sup>タイプの建立制限

1. 連塔時は間の各 20cm を付けて施工可能です。ただし、各外側 20cm は施工できません。
2. 各墓所両側の 20cm は通路および空間として使用してください。ただし、花鉢、小物類等については、景観および周りの墓所に迷惑が掛からない範囲で設置してください。

#### 第 11 条 10 m<sup>2</sup>自由 I 型の建立制限

1. 連塔時は間の各 20cm を付けて施工可能です。ただし、各外側 20cm は施工できません。

2. 各墓所両側の 20cm（芝生）は通路および空間として使用してください。
3. 墓石建立の際は区画を明らかにするため、建坪内に囲障を設けてください。

#### 第 12 条 16 m<sup>2</sup>自由 I 型の建立制限

1. 連塔時は間の各 30cm を付けて施工可能です。ただし、各外側 30cm は施工できません。
2. 各墓所両側の 30cm（芝生）は通路および空間として使用してください。
3. 墓石建立の際は区画を明らかにするため、建坪内に囲障を設けてください。

#### 第 13 条 20 m<sup>2</sup>自由 I 型の建立制限

1. 連塔時は通路の 150 cm を付けて施工可能です。
2. 墓石建立の際は区画を明らかにするため、建坪内に囲障を設けてください。

#### 第 14 条 自由墓所その他の制限

1. 植樹の高さは GL から 150 cm 以内とします（ラベンダーガーデンを除く）。したがって将来著しく伸長のある樹木の植樹はできません。
2. 区画を明らかにするための囲障は、GL から高さ 60 cm 以内とします（生垣は禁じます）。ただし、1 期南 7 番地 20 m<sup>2</sup>特別区について、囲障の設置がなくとも特例として認めます。
3. ラベンダーガーデン墓所は青果物、毒性のあるもの、近隣に不快感を与える形状、または匂いがあると当霊園管理者が判断した植栽はできません。また、近隣に種子をばらまく植栽・ツルが近隣墓所まで伸びる植栽もできません。
4. ラベンダーガーデン墓所において、区画花壇へ接触するボンドなどの接着材の使用はできません。ただし、コーキング材はこの限りではありません。
5. ラベンダーガーデン墓所において、当霊園が造成時に植栽した（墓石建立時に残したものも含む）墓所内のクリーピングタイムに関しては、区画の環境維持を目的として、年数回刈り込みや水やりを実施いたします。
6. 移設改葬特区については、都度霊園と協議のうえ施工を許可するものとします。

#### 第 15 条 石材店銘板・シールの設置

1. 自由墓所において、担当石材店名などが記載された銘板やシールを建立した墓石に貼り付けることができます。なお、事前にお客様より承諾を得てください。
2. 景観上、滝野霊園に相応しくないような大きさやデザインの銘板・シールを貼るようなケースがあった場合は、直ちに撤去を依頼します。

#### 第 16 条 規則に定められていない事柄と規則の改正

1. この規則に定められていない事柄に関しては、都度、当霊園の指示を受けてください。
2. 真駒内滝野霊園管理使用規定や真駒内滝野霊園工事施工規則、その他関連法令などの改正により、この規則に変更の必要がある事項が生じた場合は、当法人においてこの規則を変更することができます。

平成 28 年 10 月 31 日  
公益社団法人ふる里公苑

平成 23 年 4 月 1 日施行  
平成 24 年 8 月 20 日改正  
平成 25 年 4 月 1 日改正  
平成 26 年 4 月 1 日改正  
平成 26 年 7 月 1 日改正  
平成 27 年 9 月 9 日改正  
平成 28 年 6 月 25 日改正  
平成 28 年 10 月 31 日改正

公益社団法人 ふる里公苑